電気自動車を活用した脱炭素化実現とSDG s 達成に向けた包括連携協定

愛西市(以下「甲」という。)、日産自動車株式会社(以下「乙」という。)、愛知日産自動車株式会社(以下「丙1」という。)、日産プリンス名古屋販売株式会社(以下「丙2」といい、丙1と総称して以下「丙」という。)は、相互に連携し、電気自動車の普及および活用を通じて、脱炭素化実現、SDGs達成、強靭化に向けて取り組むことを目的とし、以下の通り包括連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(連携事項)

- 第1条 甲、乙及び丙は、前文の目的を達成するため、互いに持つ資源やノウハウ等を活用し、 次に掲げる事項について連携するものとする。
 - (1) 脱炭素化実現と電気自動車の普及に関する事項
 - (2) 災害対策や強靭化に関する事項
 - (3) 環境教育に関する事項
- (4) その他、甲、乙及び丙が協議し必要と認める事項
- 2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める連携内容や役割分担等の具体的詳細について、別途協議 又は覚書を締結することにより取り決めるものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、本条に定める連携事項によって得られた結果を発信する場合、事前に他の 当事者の承諾を得るものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自ら誠実に遂行するものとする。ただし、本条の定めは、甲、乙及び丙に対して法的義務を課すものではなく、相手方から提供を受けた情報等に不備等があった場合でも、互いに損害の賠償を求めることはできないものとする。

(法的義務等)

- 第2条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 甲、乙及び丙は、前項の情報のうち個人情報にあたる情報が存在する場合は、関係法令を遵 守し、特に適切に取り扱わなければならない。

(定期協議)

第3条 本覚書に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、 協議等を行うものとする。

(本協定書の変更及び解除)

第4条 甲、乙及び丙は、書面により合意することで本協定書の内容を変更することができる。 2 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲、乙及び丙が協議の上、解除 予定日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとす る。この場合、甲、乙又は丙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を 求めることはできないものとする。

(協定期間及び更新)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協 定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれも本協定を終了又は変更 する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様と する。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙 が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年6月27日

- 甲 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地 愛西市 市長 日永 貴章 (自署)
- 乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号 日産自動車株式会社 中部リージョナルセールスオフィス 部長 中村 正人 (自署)
- 丙1 愛知県名古屋市熱田区桜田町 20 番 34 号 愛知日産自動車株式会社 代表取締役社長 髙橋 博文 (自署)
- 丙2 愛知県名古屋市千種区吹上一丁目4番1号 日産プリンス名古屋販売株式会社 代表取締役社長 長島 健博 (自署)